

令和5年第4回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和5年12月5日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 渡辺哲也 2番 大石光一 3番 高西正人 4番 岩花寛之
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 宮崎昌宗 8番 峯 新一
9番 三田敏和 10番 茂呂孝志 11番 田中唯登志 12番 荒牧弘敏

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 会計管理者 堀 三好
総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介
住民課長 末廣匡史・ 長寿福祉課長 園田秀秋・ 子ども未来課長 末永浩一
産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 堀 綾一・ 教務課長 村上英之
総務係長 末吉孝幸

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二
議会事務局 古城大作

○議事日程

令和5年第4回定例会議事日程（1日目）

令和5年12月5日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 4号 上毛町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第55号 工事請負契約の変更契約の締結について（上毛町役場庁舎屋上等改築工事）
- 日程第 6 議案第56号 令和5年度上毛町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 7 議案第57号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第58号 上毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第59号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第60号 財産の処分について
- 日程第11 議案第61号 令和5年度上毛町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第12 議案第62号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○委員会付託

文教厚生常任委員会

議案第58号 上毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について

総務産業建設常任委員会

議案第57号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第60号 財産の処分について

議案第62号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

予算決算常任委員会

議案第61号 令和5年度上毛町一般会計補正予算（第9号）

○ 会 議 の 経 過 （1日目）

開議 午前10時00分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員で、定足数に達しています。

ここで、開会に先立ち、岡崎副町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。岡崎副町長。

○副町長（岡崎 浩君）発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

道免教育長より皆様にお伝えいただきたいということで、アキレス腱のけがによりまして、2週間程度の療養を必要としておりますので、本定例会への出席が困難となりました。議員の皆様には、くれぐれもよろしくお伝えいただきたいということを申し使っておりますのを御報告いたします。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）ただいまから、令和5年第4回上毛町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、運営資料を配付しておりますので、御覧ください。

○議長（荒牧弘敏君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、2番 大石議員、3番 高西議員を指名します。

○議長（荒牧弘敏君）日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○4番（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

議長から今期定例会の運営について諮問を受け、12月1日に第7回目の議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程（案）のとおり、協議決定いたしましたので、報告します。

12月5日火曜日は、本会議で議案の上程を行います。同意第4号、議案第55号、

議案第56号の3件については、審議、討論、採決を行うことと決定しました。

12月6日は休会とします。

12月7日木曜日及び8日金曜日は、本会議で一般質問とします。

7日の質問者は5人で、8日の質問者は2人とします。

12月9日、10日は休会とします。

12月11日月曜日は、文教厚生常任委員会を開催し、終了後、総務産業建設常任委員会を開催、終了後、予算決算常任委員会を開催することとします。

12月12日から14日は休会とします。

12月15日金曜日は、本会議で委員会付託案件の審査報告を受け、討論、採決を行います。

以上、会期は本日から12月15日までの11日間とすることが適当であると決定しましたので、報告します。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）議会運営委員長報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月15日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間とすることに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から同意1件、条例案3件、補正予算3件、その他2件の計9件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料4ページを御覧ください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。同意第4号、議案第55号、議案第56号の3件については、本日、受理、審議、採決を行います。残りの6件は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様にはお願いしますが、本日、受理、審議、採決を予定している議案に対す

る質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただきますよう御協力をお願いします。

12月7日、8日に本会議を開催し、一般質問を行う予定です。7日の質問者は5人、8日の質問者は2人を予定しております。

12月11日に文教厚生常任委員会を開催し、終了後、総務産業建設常任委員会を開催、終了後、予算決算常任委員会を開催したいと思います。

12月15日に本会議を開催し、各常任委員長からの委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これから、議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4同意第4号、日程第5議案第55号、日程第6議案第56号、日程第7議案第57号、日程第8議案第58号、日程第9議案第59号、日程第10議案第60号、日程第11議案第61号、日程第12議案第62号、以上9件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに令和5年第4回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の名目GDPは2023年ドル換算でドイツを下回り4位に転落し、さらに、2026年にはインドにも抜かれ5位になるという見通しであることが、IMFの予測で明らかになりました。これを国民1人当たり直すと、実に32位となります。国の将来、とりわけ少子高齢化の進行する地方にとっては、極めて厳しい近未来の予測であります。

岸田内閣は、異次元の少子化対策として、出産、育休から児童手当、奨学金に至るまで、様々な助成を打ち出しておりますが、見方を変えれば、この助成は既婚者あるいは子どもを持つ親への支援が基本であります。もちろん必要な支援だろうと思いま

す。しかし、そもそも未来に夢が持てず、将来への不安から結婚自体考えられない若者たちの増加を食い止める対策がなければ、異次元の少子化対策としては、私は不十分ではないかと感じます。特に、高度成長もバブル景気も知らず、右肩下がりの経済しか知らない世代に対し、古き良き時代を知る世代が夢を持ってと言ったところで、残念ながら響かないのが実情であります。

遠い昔の夢物語を言葉だけで押しつけることは、もはやパワハラと言われる時代です。今、政治に求められているのは、時代のリーダーたちが、超上から目線で部下に命令するのではなく、自らが実践や行動で示し、サクセスストーリーを見せることではないかと感じます。そして、模範となる、尊敬できる大人であふれることが、未来に輝くまちづくりではないかと思えます。

私自身、町長に就任し、先月10周年を迎えましたが、思い起こせば、就任直後、10年前の成人式で、失われた20年の話をしました。そして、今年の二十歳の集いでは、失われた30年の話をしました。バブル崩壊後、円安が進行し、現在対ドルで円はバブル時代の半分程度まで下がっています。ようやくコロナも落ち着き、さらに円安の影響もあって、インバウンドはコロナ前を超える勢いで増加しておりますが、日本人の海外旅行者はコロナ前の半分に届いていません。

日本経済の停滞は、誰が悪いわけでもないですが、人は自分を棚に上げて、犯人捜しをしてしまいます。大人が、一国の総理に増税くそ眼鏡と言っても問題にならない国、当然ながら、子どもたちの間では、簡単に「死ね」という言葉を使ったいじめが蔓延しています。

まずは大人が襟を正し、道徳を学び直す必要があるのではないかと思います。まさに今、国が何かをしてくれるのではなく、国のために何ができるのかを問え、でありましょう。

上毛町は2040年人口ビジョン1万人を掲げています。この先10年は、人と所得、さらに品性を取り戻す10年にしなければならないと考えています。

ちなみに、来年は辰年です。辰年は陽の気が動いて万物が振動するので、活力旺盛になって大きく成長し、形が整う年だと言われています。東京スカイツリーが開業、青函トンネルや瀬戸大橋が開通、東京五輪や東海道新幹線開業など、国家プロジェクトが始まることが多いのも、辰年の特徴であります。

上毛町においても、町の将来を担うサテライトオフィスが開業します。さらに、民

間の活力で商業施設や企業誘致、住宅地等が整う年になる予感もします。引き続き、議員各位には、さらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、人事案件1件、条例改正3件、補正予算3件、その他2件の計9案件であります。

順次御説明をいたします。

同意第4号、上毛町教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員1名の方の4年間の任期が令和5年12月11日で満了することに伴い、品格が高潔で、教育に関し高い識見を有する宮野 仁氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第55号、工事請負契約の変更契約の締結について（上毛町役場庁舎屋上等改築工事）であります。現在実施中の上毛町役場庁舎屋上等改修工事について、工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要性が生じたため、契約金額の変更について、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号、令和5年度上毛町一般会計補正予算（第8号）についてであります。国の補正予算成立に伴い、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への軽減を図るため、住民税非課税世帯へ1世帯当たり7万円の給付を行うための関係経費7,053万1,000円を計上するものであります。なお、本補正予算につきましては、速やかな給付が行えるよう、本日審議、採決をお願いいたしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議案第57号、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、これに準じて条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第58号、上毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、議案第59号、上毛町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規

定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第60号、財産の処分についてであります。株式会社嶋屋との成恒地区工業等用地に係る用地の売却について協議が整いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号、令和5年度上毛町一般会計補正予算（第9号）であります。今回の補正額は、1億3,975万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億5,827万3,000円とするものであります。

今回の補正予算では、繰越明許費において、住民票、戸籍の附票等に氏名の振り仮名を記載するための住民基本台帳システム等改修事業、戸籍附票システム等改修事業の2件をお願いしております。

歳出の主なものとしたしましては、総務費では、電子計算費、戸籍住民基本台帳費において、繰越明許費で御説明いたしました2件の事業に関わる経費を計上しております。

民生費の児童福祉総務費では、令和4年度実績確定に伴う国への交付金返還経費を、児童措置費においても同様に、令和4年度実績確定に伴う県負担金等の返還経費を計上しています。

衛生費の環境衛生費では、老朽危険家屋等除却促進事業の実施要望に基づき、補助金を増額しております。

新型コロナウイルス感染症対策費では、新型コロナウイルスワクチン接種により健康被害が生じ、厚生労働大臣の認定を受けた方への救済制度に関わる給付金を計上しています。

農林水産業費では農業振興費において、地域計画策定のための現況データ構築のための委託料、女性農業者起業支援のための県補助金の交付決定がありましたので、農林漁業女性ベンチャー育成事業費補助金をそれぞれ計上しています。

商工費では、大平楽源泉ポンプ故障に伴う温泉館休業に対する管理運営業務経費負担金を計上しております。

教育費では、中学校費において、各種部活動で今後、県大会等への出場が見込まれるため、県大会等出場補助金を増額しております。

最後に、諸支出金の基金費では、成恒地区工業等用地売却に伴う特別会計からの繰

入金を全額、公共施設整備基金へ積立てを行っております。

今回の主な補正財源といたしましては、特定財源として、国庫支出金では、社会保障・税番号システム整備費補助金、社会資本整備総合交付金等の合計961万1,000円を増額しています。

県支出金では、農林漁業女性ベンチャー育成事業費補助金111万円を増額計上しております。

寄附金では、企業版ふるさと納税2件分、60万円を増額計上しております。

一般財源としては、普通交付税を1,239万3,000円、工業等用地造成事業特別会計繰入金1億1,588万8,000円を計上しております。

議案第62号、令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計補正予算（第1号）であります。議案第60号で御説明申し上げました、成恒地区工業等用地に関わる不動産売払い収入及び一般会計への繰出金を計上いたしております。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御同意、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日審議する案件に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただくよう、御協力をお願いします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、提案理由に対する総括質疑を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これから、本日採決する議案の審議を行います。

日程第4、同意第4号、上毛町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは私から、同意第4号につきまして御説明を申し上げます。

同意第4号、上毛町教育委員会委員の任命について。

上毛町教育委員会委員に次の者を任命することについて、議会の同意を求める。

令和5年12月5日提出。上毛町長、坪根秀介。

委員の氏名、宮野 仁、生年月日、昭和44年3月1日生まれ、住所、上毛町大字上唐原1660番地1。

理由でございますが、上毛町教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

教育委員につきましては、当該地方公共団体の長が被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者の内から地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっており、その任期は4年であることなどが地方教育行政の組織及び運営に関する法律において規定されておるところでございます。

次のページに宮野氏の履歴書を添付しておりますので、御参照ください。

なお、宮野氏につきましては、再任であり、委員就任に当たって御本人より内諾をいただいておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論ありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、同意第4号、上毛町教育委員会委員の任

命については、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君） 日程第5、議案第55号、工事請負契約の変更契約の締結について（上毛町役場庁舎屋上等改築工事）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君） それでは、議案第55号について御説明を申し上げます。

議案第55号、工事請負契約の変更契約の締結について。

上毛町役場庁舎屋上等改築工事請負契約を下記のとおり変更するため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和5年12月5日提出。上毛町長、坪根秀介。

1、工事名、上毛町役場庁舎屋上等改築工事。

2、工事場所、上毛町大字垂水地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前が8,468万9,000円。変更後9,133万3,000円。

5、契約の相手方、福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目8番31号、九州建設株式会社代表取締役社長、井山 裕。

6、工期、令和5年6月6日から令和6年1月31日。

理由でございます。上毛町役場庁舎屋上等改築工事に係る建設工事請負契約について、工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要が生じたため、契約金額の変更について議会の議決を求めるものでございます。

次ページをお開きください。

説明資料を添付させていただいております。増額内訳の欄を御覧ください。

まず、屋根改修工事に係る増工ということで、補強工事の追加分が226万円。庁舎2階にございます第1会議室のサッシ改修工事の追加分が259万9,000円。漏水箇所のクロス復旧、天井張り替え工事等の増加分が149万4,000円等により、合計で664万4,000円の増額をお願いするものでございます。

現在の工事の進捗状況ですが、約90%、9割が完了しているということで、工事は順調に進んでいる状況でございます。

なお、今回増額をお願いしておりますが、予算につきましては、令和5年度当初予算に計上いたしております工事請負費の入札執行残により対応させていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）それでは、お伺い申し上げます。

いつも私はお伺いするんですが、工事を実施しなければ分からなかったことなのかということで、工事を実施した結果分かったということは、工事をしなければ事前のチェックができなかった、当初の工事計画の中から把握できなかったものかという疑問。

それと、もう一つは、会議室が3か所増えるということでございます。この3か所の会議室の増加ということは、最初の計画では盛り込まれてない。当初、計画していたことなのかという疑問でございます。当初、計画になかったことであれば、急に追加すること、また、3か所増設の必要性があるのかどうか、この点をお伺い申し上げます。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）すみません、私の説明がよくなかったかもしれないんですが、会議室が3か所増えるというようなことではございません。既存の庁舎の傷んでいる部分を改修をしているということでございますので、先ほど申し上げたのは、主に金額が増える工事の内訳ということでございます。会議室を増やすとかいうような変更はかけておりませんので、先に、それは補足をさせていただきます。

それと、当初から想定できなかったのかということでございますが、この庁舎につきましては、もう四十数年を経過しております。まず調査を行いまして、その後、設計ということでやっておりますが、実際、設計会社からも、はぐってみないと傷み具合が確認できない箇所は相当数あるということで、当初から話を受けております。それと、特に雨漏り箇所の補修等につきましては、今年の7月の大雨等で漏水箇所が増加した部分もございますので、工事期間中にそれに対応したということで御理解をいただければと思っております。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）この説明書の主な変更項目の中に、「第1会議室、3か所増」というふうに書いています。これはどう説明されますか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）資料の中の、増額内訳ということで、サッシ改修工事実施に伴う増工ということで「第1会議室」と表記をしております。これにつきましては、第1会議室のサッシにゆがみが出ておりますので、今回、工事に合わせて改修を行うものということでございます。

○議長（荒牧弘敏君）いいですか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）この改修工事については、旧新吉富村役場の庁舎ですので、もう46年ぐらい経過していると思います。ほかのサッシ等、改修しなくちゃいけないような状況にもなっていると思うんですけど、来年度予算で考えますか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）今のところ、予算編成の時期ではございますが、庁舎に一度に大きなお金をかけるということは、私は財政担当課長でもございますので、経費の配分ということから考えますと、直ちに全サッシを取り替えるということはちょっと難しいかなというふうに思っております。

○議長（荒牧弘敏君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）いずれにしても、もう古くなっていますので、大規模改修が必ず必要になると思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）公共施設等総合管理計画というものを町として持っております。その中で、予防的保全ということはメインでうたわれております。各公共施設につきましては、財源の都合がつきましたら、順次、必要なメンテナンスというものはしっかりかけていきたいということで思っております。メンテナンスを行うことで、より長く使用していくということを基本にしております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）1点、質問させていただきます。

屋根改修工事に伴う増工ということで、トップライト周りということで、これは天

窓ではないかなというふうに思いますが、私もほとんど認識がないので、何か所あって、どういう内容なのか、もう少しそこを説明をお願いします。

○議長（荒牧弘敏君） 総務課長。

○総務課長（宮吉保男君） 今、議員さんから御質問がありました天窗の部分でございますが、大会議室、前の議場になりますが、それに東西南北4方向に明かり取りのトップライトが従前入っておりました。もう数年前というか、大分前から塞いではいらんですが、そこをカバー工法ということで、今回、全体的に屋根をかぶせる工法を選択しております。屋根をかぶせるに当たって、当然、強度が求められますので、確認をした結果、そのトップライト周りに、腐食なり雨漏りとかそういったものが出ていると、そのまま載せることがちょっとできない状況が確認できましたので、今回、この費用をかけて補強した上で屋根を載せているということになります。

○議長（荒牧弘敏君） 三田議員。

○9番（三田敏和君） ということは、明かり窓は先ほど塞いでおったというようなお話ですと、もう明かり窓の役目はしてないところを完全に潰してしまうという意味合いなのか、その辺をお願いします。

○議長（荒牧弘敏君） 総務課長。

○総務課長（宮吉保男君） 明かり取りの……、トップライトにつきましては、もう10年以上前、相当前から塞いだ状態でございます。ガラスはそのまま、残したままということになっております。もともと現状からいくと、機能させてないトップライトでございますので、今回、そこをしっかりと、形は残したまま、その周りですね。トップライトがついている、その横が傷んでいるということでしたので、そこを補強して全体の屋根をかぶせているということでございます。

○議長（荒牧弘敏君） 岩花議員。

○4番（岩花寛之君） 漏水の対応工事というところで、140万円ほど上がっているんですけども、この庁舎の保険の対応というのはできるんでしょうか、できないんでしょうか。どういうふうな内容の保険になっているのか教えていただければと思います。

○議長（荒牧弘敏君） 総務課長。

○総務課長（宮吉保男君） 公共施設につきましては、基本的に全国町村会が行う建物災害共済というものに加入をしております。自然災害につきましては、風水害について

は被害額の約半分、50%を上限に給付を受けられるということになっております。台風で、例えば、屋根が飛んだとか、そういうことになれば、当然、給付の対象にはなってくるんですが、漏水というものは、議員さんも御存じかと思うんですけど、建物が古くなると当然発生するものということで、それについてはケース・バイ・ケースで、認められる場合と認められない場合があると。今年の大雨について、漏水での傷みについては、保険の給付対象外ということで確認をしております。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第55号、工事請負契約の変更契約の締結について（上毛町役場庁舎屋上等改築工事）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第6、議案第56号、令和5年度上毛町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、議案第56号について御説明をいたします。

議案第56号、令和5年度上毛町一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度上毛町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,053万1,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,852万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年12月5日提出。上毛町長、坪根秀介。

今回の補正予算の概要でございますが、国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が御承知のとおり追加交付されることになりまして、その対象事業として示されました低所得世帯支援枠において、令和5年度住民税非課税世帯へ、1世帯当たり7万円の給付を行うためのものとなっております。

予算書の8ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費におきまして、低所得世帯追加支援給付金関係経費として、令和5年12月1日を基準日といたしまして、給付対象約1,000世帯分として7,053万1,000円を計上いたしております。

今回の歳入財源といたしましては、特定財源として、国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,038万円、一般財源といたしまして普通交付税15万1,000円をそれぞれ計上をいたしております。

以上、概略ではございますが、補正予算の内容でございます。

なお、質疑につきましては、内容により担当課長より御説明、御答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）今、課長が対象世帯が1,000世帯というふうにおっしゃいました。これは、詳細には何世帯でございましょうか。それと、低所得者世帯と言われる世帯数の、直近の3か年の増減をお教えてください。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）1,000世帯の内訳ということで、1,000世帯については、住民税の均等割が非課税の世帯ということで、その内訳と申しますと……、どういったことになるのでしょうか。

○6番（宮本理一郎君）いや、1,000世帯というね、今、大まかな数字を言われたから、できたら詳しく何世帯かというのが分かれば。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）すみません、先ほど、議案の説明の際にお知らせをするべきでしたが、今回、議案説明資料ということでお配りをしております。お手元にございますでしょうか。

表紙をはぐっていただきまして、今回、ただいま御説明申し上げました事業の概要を添付しております。その中の対象世帯要件ということで、①対象世帯というところを御覧いただきたいと思います。

その中で、1,000世帯（概算）ということで記載をしております。その下の行、（参考）で、本年、既に非課税世帯に3万円の給付を行っております。令和5年5月1日基準ということで、その際に960世帯へ給付を行っておりますので、その方たち960世帯をベースに考えまして、プラスアルファ追加の方があり得るということで、今回1,000世帯として予算を計上させていただいているということでございます。

非課税世帯の過去3年分というのは、今、数字を持ち合わせておりませんので、御了解いただければと思います。

○6番（宮本理一郎君）分かりました。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

三田議員。

○9番（三田敏和君）今、実施しているというのは、3万円にプラス7万円ということになるというようなことに、ここに書いてありますが、その3万円というのが、どのくらい実施できているのか。プッシュ型ということで、3万円の方については、そのまま振込が可能だということだと思いますけど、あとは郵送とか確認とか書いておりますので、その辺の内容をお聞かせください。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）3万円の給付につきましての現時点での進捗なんですけども、一応、11月末までが締切りとなっております。現在、申請があっている世帯については918世帯、プラス、申請があったのが12世帯で、合計930世帯に対し給付いたしているところでございます。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）ここの返送期限、未定というのは、これはどういう意味として理

解したらいいんですか。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）申請書……、一応、確認書をこちらから送付いたします。

その後、本人から申請……、プッシュ型以外の人ですね。その方からの申請の返送期限については、今のところ未定ということで考えております。

○議長（荒牧弘敏君）三田議員。

○9番（三田敏和君）未定というのは、どういうふうに理解したらいいんですか。

○議長（荒牧弘敏君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（園田秀秋君）一応、年度末までの申請期限になると思うんですけども、今のところ、それはまだ国から詳細が示されておられませんので、今のところは未定ということで、国から詳細が示されてから、一応、こちらが送るときは期限を定めて確認書を送るということになります。

○議長（荒牧弘敏君）いいですか。ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、賛成の立場より討論いたします。

本議案は、物価高騰に対応した重点支援の臨時交付金の一環であり、低所得者世帯に対する追加支援としては誠に有効かつタイムリーな施策と考え、本議案を賛成するものでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第56号、令和5年度上毛町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに決しました。

これから議案の委員会付託を行います。

12月1日、議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しております。

運営資料の2ページの委員会付託表を御覧ください。

付託案の朗読に際しても、議案名の朗読は省略します。

議案第58号、議案第59号の2件は文教厚生常任委員会へ、議案第57号、議案第60号、議案第62号の3件は総務産業建設常任委員会へ、議案第61号の1件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認め、したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料3ページ、委員会日程表を御覧ください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。どうも、お疲れでした。

散会 午前10時46分